

託送料金の算定

当社の送配電ネットワークをご利用いただく際に、その利用料として新電力や電力会社等の事業者の方々にご負担いただく料金が託送供給料金(以下「託送料金」といいます。)です。

この託送料金の設定にあたっては、算定方法が詳細に規定された経済産業省令 にしたがつています。具体的には、将来の経営効率化成果などを反映した一般送配電事業等の運営にあたり必要となるコスト(総原価：A)を、特別高圧需要(B)、高圧需要(C)及び低圧需要(D)に対応する費用に配分し、算定しております。なお、具体的な算定方法は以下のとおりです。(数値は24～26年度の3年平均)(算定フロー図として後記の図-2をご参照下さい)

電気事業法等の一部を改正する法律附則第9条第1項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令

1. 総原価(A)の算定

当社が、原価算定期間(1)において、一般送配電事業等の運営にあたり、特別高圧需要(2)・高圧需要(3)・低圧需要(4)の全てに対する供給を行うために必要な原価について、将来の効率化成果を織り込み算定するフォワード・ルッキング・コスト(5)の考え方にもとづき計算します。

総原価(A)：1兆4,541億円

- (1) 原価算定期間：平成24年4月～平成27年3月
- (2) 特別高圧需要：当社の系統から2万V以上の特別高圧で受電する、原則として契約電力2,000kW以上の需要
- (3) 高圧需要：当社の系統から高圧(6千V)で受電する需要
- (4) 低圧需要：当社の系統から低圧(100V・200V)で受電する需要
- (5) フォワード・ルッキング・コスト：過去の費用実績を勘案するのみならず、将来発生が見込まれる適正な費用を推定する原価算定方式。電気事業の場合、経営効率化計画等をもとに設定した将来期間(原価算定期間)における原価を算定。

この原価を、費用が発生する事業部門毎(水力発電部門、火力発電部門、新エネルギー等発電部門、送電部門、変電部門、配電部門、販売部門、一般管理等部門)に仕分けいたします。

<各部門の主な費目>

水力発電費(57億円)	… 修繕費, 水利使用料, 減価償却費 等
火力発電費(506億円)	… 燃料費, 修繕費, 減価償却費 等
新エネルギー等発電費(4億円)	… 修繕費, 委託費, 減価償却費 等
送電費(3,194億円)	… 修繕費, 賃借料, 減価償却費 等
変電費(1,471億円)	… 修繕費, 賃借料, 減価償却費 等
配電費(5,050億円)	… 修繕費, 賃借料, 減価償却費 等
販売費(589億円)	… 委託費 等

2. 費用の配分

1で特定した総原価(A)を、ABC方式(6)を活用しつつ、特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要に対応する費用に適切に配分します。

- (6) ABC方式(Activity Based Costing = 活動基準原価計算)
- 複数の部門に関連する共通費用を、きめ細かく費用の発生原因に着目し、各部門に帰属させる方式。
- 具体的には、
- ・費用発生の原因が特定できるものはその部門に配分(直課)し、
 - ・それが難しい場合には、経済産業省令にもとづく、複数部門に帰属させるための客観的・合理的な基準(コスト・ドライバー)を尺度に配分を行う、等の手順を踏む。

(a) 一般管理費等の他部門への配分

- ・研究費や本店経費など、複数の部門に関連する費用は「一般管理費等」(2,304億円)に整理されますが、これを先に述べたABCの考え方にしたがって、他の7部門に配分します。

(例) 一般管理費等の配分方法

- ・一般管理費に整理される人件費(給料手当など)については、直課できる費用を直課したのち、残った費用を「直課後の各部門の人員数比」を基準(コスト・ドライバー)に、他の7部門に配分します。

(b) 機能に応じた配分

- ・託送サービスは、当社設備のうち、送配電ネットワークを用いて電気を運搬するものであるため、

送電線、鉄塔などの送電線路にかかる設備費用：送電費(3,838億円)
電力の電圧を変更する変電設備のうち、特別高圧電力の運搬に必要なもの
：受電用変電サービス費(1,103億円)
電力の電圧を変更する変電設備のうち、高圧電力の運搬に必要なもの
：配電用変電サービス費(712億円)
配電線、電柱などの配電線路にかかる設備費用のうち、
高圧電力の運搬に必要なもの：高圧配電費(3,570億円)
配電線、電柱などの配電線路にかかる設備費用のうち、
低圧電力の運搬に必要なもの：低圧配電費(1,261億円)
送電ネットワークを常時流れる電力の品質(周波数)の維持等に必要コスト
：アンシラリーサービス費(546億円)
離島供給に必要なコスト
：離島供給費(74億円)

送電ネットワークの安定維持のための監視・制御費用

: 給電費(168 億円)

運搬電力の計量・料金計算等の費用

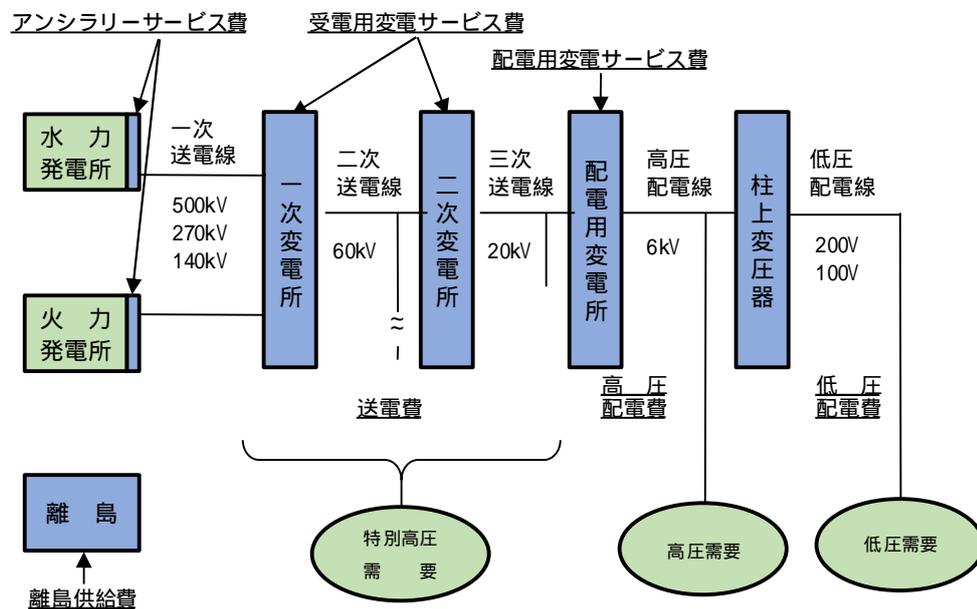
: 需要家費(1,909 億円)

その他電気安全周知等に必要となる費用

: 一般販売費(7 億円)

といった、託送のために必要なコストを、各7部門から、一般管理費等と同様にA B Cの考えにしたがって、きめ細かく配分します。

< (図 - 1) 各費用の対象設備イメージ図 >



3. 特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要に対応する費用への配分

発電所から供給地点までを結ぶ電力ネットワークのうち、特別高圧の送電ネットワークは、特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要への供給に共通して用いられる設備です。そこで、特別高圧での託送サービスをご利用になる方むけの託送料金は、費用のうち、送電ネットワークに係る費用を電気の使用形態に着目した合理的な負担割合（電力量、最大電力の比率等）によって、特別高圧需要に配分した費用（B）に基づき算定いたします。

特別高圧需要に対応する費用（B）：1,626 億円

高圧配電ネットワークは、高圧需要及び低圧需要への供給に限定して用いられる設備です。そこで、高圧での託送サービスをご利用になる方むけの託送料金は、費用のうちの送電ネットワークに係る費用及び高圧配電ネットワークに係る費用を、それぞれ、電気の使用形態に着目した合理的な負担割合（電力量、最大電力、契約電力の比率等）によって、高圧需要に配分した費用（C）に基づき算定いたします。

高圧需要に対応する費用（C）：3,856 億円

低圧需要については、送電ネットワーク、高圧配電ネットワークおよび低圧配電設備の全てを用いることとなります。そのため、低圧での託送サービスをご利用になる方むけの託送料金は、費用のうちの送電ネットワークに係る費用及び高圧配電ネットワークに係る費用を、それぞれ、電気の使用形態に着目した合理的な負担割合（電力量、最大電力、契約電力の比率等）によって、低圧需要に配分した費用及び低圧配電費（D）に基づき算定いたします。

低圧需要に対応する費用（D）：9,060 億円

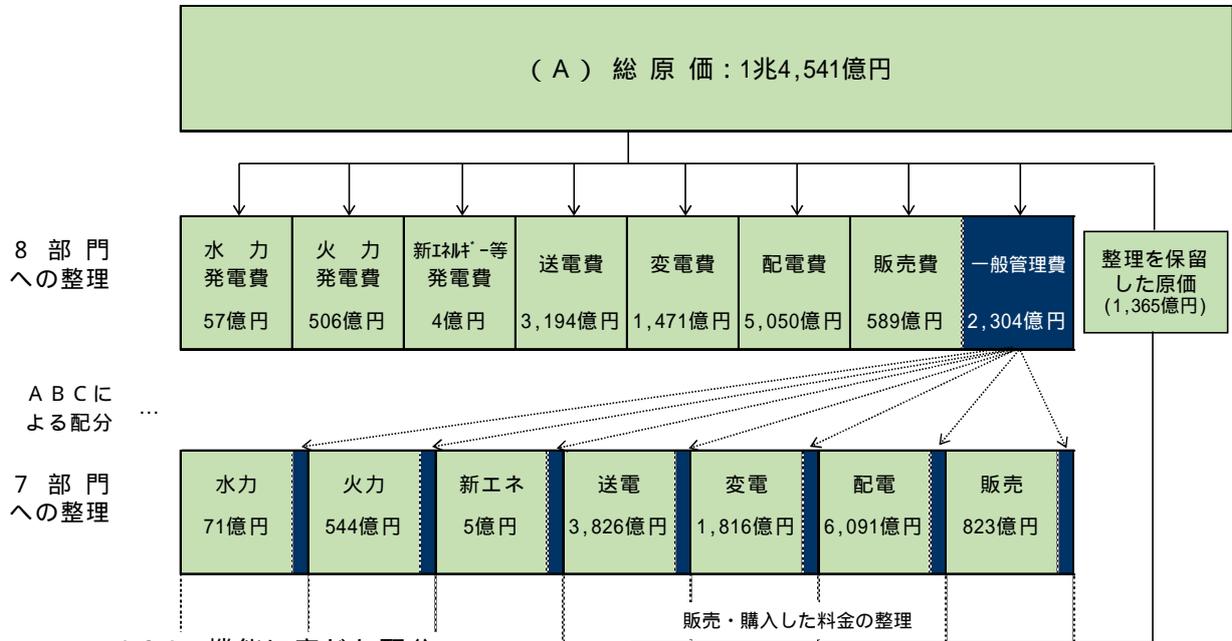
こうすることにより、異なる需要種別間の公平を、達成することができます。

4．託送料金の決定

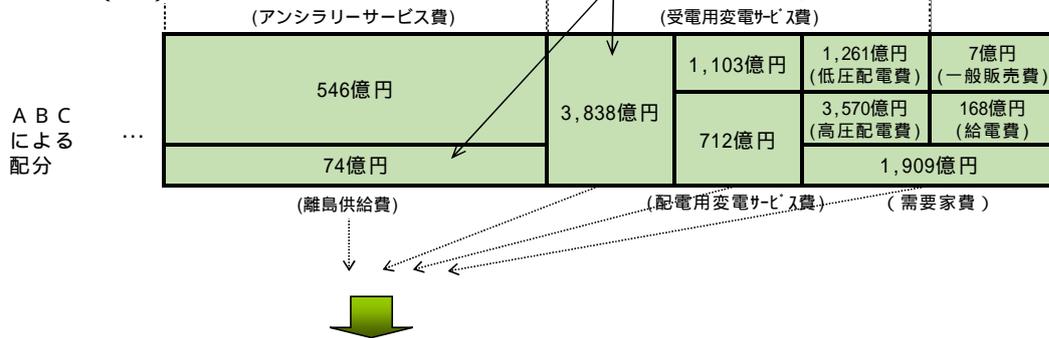
3で特定した特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要ごとの費用と、原価算定期間における、特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要ごとの料金収入が一致するように、基本料金と電力量料金等を設定いたします。

< (図 - 2) 託送料金 (平成 28 年 4 月) の算定フロー図 > 数値は H24 ~ 26 年度平均
 託送料金の算定フロー図の詳細版は [こちら](#)

(1) 総原価の算定・7 部門への整理



(2) 機能に応じた配分



(3) 特別高圧需要, 高圧需要及び低圧需要に対応する費用への配分

(B) 特別高圧需要に対応する費用	1,626億円	÷	特別高圧需要 820億kWh	=	1.98円/kWh
(C) 高圧需要に対応する費用	3,856億円	÷	高圧需要 1,022億kWh	=	3.77円/kWh
(D) 低圧需要に対応する費用	9,060億円	÷	低圧需要 1,057億kWh	=	8.57円/kWh

電源開発促進税・事業税等 (特別高圧: 378億円 高圧: 474億円 低圧: 508億円)

(参考)

主な接続供給サービスのメニュー (料金表は [こちら](#))